

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後     |  | 改正前   |  |
|---------|--|---|--|
|         |  | (新規)  |  |
| 4421.99 | <p><b>1. 菌床きのこ栽培用培地</b></p> <p>輸入統計品目表第 4421.99 号において「菌床きのこ栽培用培地」とは、のこくず又は木くずの培地基材に、菌糸の成長、子実体の発生、生育等のため、米ぬか、ふすま、ホミニフィード、コーンプラン、炭酸カルシウム、消石灰その他の培地添加物を加え、成型し、殺菌処理したもので、植菌前のものをいう。この培地は通常、円柱状又はブロック状をしており、プラスチック製の透明な袋に詰めた状態で提示される。</p> <p>なお、植菌後のものは白色の菌糸が培地に広がった状態又はそれにより隆起を形成し褐変した状態が目視で確認できるという点で、本号の物品とは区別される。</p> <p>外観例</p>  |   |  |
| 7204.49 | <p><b>2. ヘビーくず</b></p> <p>(1) ヘビーくずとは、鋼板、形鋼、レール、列車車体、船舶胴体、重機、ポンベ等の鉄鋼製品を圧縮切断機、ガスバーナー等で切断し、解体したもの（プレスクズ（注）を除く。）で、一個当たりの重量が 1kg 以上 1,000kg 以下のものをいう。</p> <p>（注）プレスクズとは、圧縮成形されたもので、全て長方形になっている。</p> <p>（参考）ヘビーくずの寸法、形状は、概ね次の範囲。</p>  | <p><b>2. ヘビーくず</b></p> <p>ヘビーくずとは、鋼板、形鋼、レール、列車車体、船舶胴体、重機、ポンベ等の鉄鋼製品を圧縮切断機、ガスバーナー等で切断し、解体したもの（プレスクズ（注）を除く。）で、一個当たりの重量が 1kg 以上 1,000kg 以下のものをいう。</p> <p>（注）プレスクズとは、圧縮成形されたもので、全て長方形になっている。</p> <p>（参考）ヘビーくずの寸法、形状は、概ね次の範囲。</p> |  |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   |  | 改正前 |                  |       |                    |    |                     |  |  |    |                  |   |                    |    |                     |
|---|--|-----|------------------|-------|--------------------|----|---------------------|--|--|----|------------------|---|--------------------|----|---------------------|
|   | <table border="1"> <tr> <td>厚さ</td><td>1mm 以上～ 500mm 以下</td></tr> <tr> <td>幅又は高さ</td><td>300mm 以上～ 500mm 以下</td></tr> <tr> <td>長さ</td><td>300mm 以上～1,200mm 以下</td></tr> </table> | 厚さ  | 1mm 以上～ 500mm 以下 | 幅又は高さ | 300mm 以上～ 500mm 以下 | 長さ | 300mm 以上～1,200mm 以下 |  | <table border="1"> <tr> <td>高さ</td><td>1mm 以上～ 500mm 以下</td></tr> <tr> <td>幅</td><td>300mm 以上～ 500mm 以下</td></tr> <tr> <td>長さ</td><td>300mm 以上～1,200mm 以下</td></tr> </table> | 高さ | 1mm 以上～ 500mm 以下 | 幅 | 300mm 以上～ 500mm 以下 | 長さ | 300mm 以上～1,200mm 以下 |
| 厚さ  | 1mm 以上～ 500mm 以下   |     |                  |       |                    |    |                     |  |  |    |                  |   |                    |    |                     |
| 幅又は高さ   | 300mm 以上～ 500mm 以下   |     |                  |       |                    |    |                     |  |  |    |                  |   |                    |    |                     |
| 長さ  | 300mm 以上～1,200mm 以下  |     |                  |       |                    |    |                     |  |  |    |                  |   |                    |    |                     |
| 高さ  | 1mm 以上～ 500mm 以下   |     |                  |       |                    |    |                     |  |  |    |                  |   |                    |    |                     |
| 幅   | 300mm 以上～ 500mm 以下   |     |                  |       |                    |    |                     |  |  |    |                  |   |                    |    |                     |
| 長さ  | 300mm 以上～1,200mm 以下  |     |                  |       |                    |    |                     |  |  |    |                  |   |                    |    |                     |
|   |  |     |                  |       |                    |    |                     |  |  |    |                  |   |                    |    |                     |
|   |  |     |                  |       |                    |    |                     |  |  |    |                  |   |                    |    |                     |
| <p>(2) 本号において「厚さが 6 ミリメートル以上のもの」(輸出統計細分 110) には、最も厚みの薄い部分の厚さが 6 ミリメートル以上のものが分類される（最も厚みの薄い部分の厚さが 6 ミリメートル未満のものと分けていないものを除く。）めっきによる表面処理等がされていないために外見上は錆びて茶色になっているものが多い。</p> <p>等級として、厚さが 6 ミリメートル以上のものは「H S」又は「H 1」、厚さが 6 ミリメートル未満のものは「H 2」、「H 3」又は「H 4」の表記で取引されることがある。</p> |  |     |                  |       |                    |    |                     |  |  |    |                  |   |                    |    |                     |
| <p>外観例 (厚さが 6 ミリメートル以上のもの)</p>    |  |     |                  |       |                    |    |                     |  |  |    |                  |   |                    |    |                     |
| 7306.40   | <p><u>1. フェライト系のもの</u></p> <p>輸入統計品目表第 7306.40 号において「フェライト系のもの」(統計細分 010) とは、同号に分類されるものであって、ニッケルの含有量が全重量の 0.6% 以下のものをいい、日本産業規格 G3459 に定める種類の記号が次のいずれかに該当するものをいう。</p>             |     | (新規)             |       |                    |    |                     |  |  |    |                  |   |                    |    |                     |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

|          | 改正後   | 改正前  |
|----------|---|------|
| 7306. 40 | <p>種類の記号 : SUS405TP、SUS409LTP、SUS430TP、SUS430LXT<br/> <u>P、SUS430J1LTP、SUS436LTP、SUS444TP</u><br/> <u>実務的には、インボイス、検査証明書等に記載された値又は種類の記号により所属を決定して差し支えない。</u></p> <p><b>2. オーステナイト 304 系のもの</b></p> <p>輸入統計品目表第 7306. 40 号において「オーステナイト 304 系のもの」（統計細分 020）とは、同号に分類されるものであって、ニッケルの含有量が全重量の 8.0% 以上 13.0% 以下、クロムの含有量が全重量の 18.0% 以上 20.0% 以下、モリブデンの含有量が全重量の 0.5% 以下のものをいい、日本産業規格 G3459 に定める種類の記号が次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>種類の記号 : SUS304TP、SUS304HTP、SUS304LTP<br/> <u>実務的には、インボイス、検査証明書等に記載された値又は種類の記号により所属を決定して差し支えない。</u></p> | (新規) |
| 7404. 00 | <p><b>1. ナゲット加工をしたもの</b></p> <p>輸出統計品目表第 7404. 00 号において「ナゲット加工をしたもの（径又は厚さが 0.35 ミリメートル以上のもので、銅の含有量が 99.9% 以上のものに限る。）」（統計細分 300）には、銅の含有量が全重量の 99.9% 以上のものが分類される。これは通常、銅線又は銅より線を粉碎機で細かく（一般に、長さ 2～3 ミリメートル程度に）裁断加工することにより得られる。</p> <p>外観例</p>  | (新規) |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

|         | 改正後   | 改正前  |
|---------|---|--|
| 7404.00 | <p><b>2. 絶縁（被覆）銅電線のくず</b></p> <p>輸出統計品目表第 7404.00 号において「径又は厚さが 0.35 ミリメートル以上の銅線のもの及び素線の径が 0.35 ミリメートル以上の銅より線のもの（銅の含有量が 99.9% 以上のものに限る。）を電気絶縁したもの」（統計細分 920）には、絶縁材料（通常、ポリエチレン又はポリ（塩化ビニル））で被覆された銅線及び銅より線（絶縁電線）のくずが分類される。通常、絶縁材料が劣化している等、電線としてそのまま使用するのには適さず、また、小売用の包装がされていない状態で提示される。</p> <p>（削除）</p> | <p>(新規)</p> <p><b>1. カンチブレーキを有するもの（輸入統計細分 100）</b></p> <p>カンチブレーキ（カンチレバー式ブレーキ）とは、左右の</p> |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後         | 改正前  |
|-------------|--|
| <p>(削除)</p> | <p>ブレーキ台座が独立し、本体がリムより下に位置するもので、これらの構造により泥詰まりしにくい特性を有するものをいう。（下図参照）<br/>     なお、カンチブレーキは主としてマウンテンバイクに採用されている。</p> <p><u>2. (車輪の径の呼びが 24 (60.96 センチメートル) 以下のもの) ブレーキレバーの開きが 85 ミリメートルを超えるもの (輸入統計細分 211)</u></p> <p>(1) 「車輪の径の呼びが 24」とは、タイヤを含む車輪の直径が 24 インチであることを指し、計測方法は日本産業規格 D9111「自転車一分類、用語及び諸元」（下表参照）に掲げる「タイヤの外径」に基づくものとする。<br/>     単位については、貿易取引の実際上「インチ」が世界的に共通であるが、計量法上の公的単位とは認められていないことから、括弧書きにてメートル法換算の値を付した。</p> <p>(2) 「ブレーキレバーの開き」とは、日本産業規格 D9111「自転車一分類、用語及び諸元」（下表参照）に掲げる「ブレーキレバーの開き」に基づくものとする。<br/>     本細分には大人用であり、かつ車輪の比較的小さな自転車（主としてミニサイクル（折畳み式又は分解式のものを含む。））が分類される。</p> |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後               |  | 改正前   |               |  |                                 |                   |   |                                   |
|-------------------|--|---|---------------|--|---------------------------------|-------------------|---|-----------------------------------|
| (削除)              | 8712.00  | <table border="1"> <tr> <td><u>タイヤの外径</u></td><td><u>タイヤを適用リムに装着して、標準空気圧（1009）を充填し、負荷を加えない状態（接地しない状態）での外径（下図参照）。</u></td><td><u>overall diameter of tyre</u></td></tr> <tr> <td><u>ブレーキレバーの開き</u></td><td><u>操作力を加えないときのブレーキレバーの外側とハンドルにぎり部の外側との最短距離（下図参照）。</u></td><td><u>brake lever grip dimension</u></td></tr> </table> <p></p> <p><b>3. 車輪の径の呼びが 12 (30.48 センチメートル) 以上 16 (40.64 センチメートル) 以下のもの（輸入統計細分 218）</b></p> <p>本細分には、幼児車が分類される。「車輪の径の呼び」については、前記 2. を参照</p> <p></p> | <u>タイヤの外径</u> | <u>タイヤを適用リムに装着して、標準空気圧（1009）を充填し、負荷を加えない状態（接地しない状態）での外径（下図参照）。</u> | <u>overall diameter of tyre</u> | <u>ブレーキレバーの開き</u> | <u>操作力を加えないときのブレーキレバーの外側とハンドルにぎり部の外側との最短距離（下図参照）。</u> | <u>brake lever grip dimension</u> |
| <u>タイヤの外径</u>     | <u>タイヤを適用リムに装着して、標準空気圧（1009）を充填し、負荷を加えない状態（接地しない状態）での外径（下図参照）。</u> | <u>overall diameter of tyre</u>   |               |  |                                 |                   |   |                                   |
| <u>ブレーキレバーの開き</u> | <u>操作力を加えないときのブレーキレバーの外側とハンドルにぎり部の外側との最短距離（下図参照）。</u>              | <u>brake lever grip dimension</u>   |               |  |                                 |                   |   |                                   |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  |                | 改正前   |
|------|----------------|---|
| (削除) | <u>8712.00</u> | <p><b>4. ディレーラ（内装変速装置を除く。）を有しないもの（輸入統計細分 291）</b></p> <p>ディレーラとは自転車の変速装置をいい、下記（1）の外装変速装置と（2）の内装変速装置がある。本細分には、車輪の径の呼びが 24 (60.96 センチメートル) を超える自転車で、外装変速装置を有しないものが分類される。なお、内装変速装置を有するか有さないかは問わない。</p> <p>したがって、軽快車を本細分に分類することとする。</p> <p>用語の解説は以下のとおり。</p> <p>(1) 外装変速装置</p> <p>外装変速装置とは、下図に掲げる変速装置をいう。</p> |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |      |     |      |      |      |      |      |        |       |         |       |          |        |         |     |           |      |           |
|---|--|------|-----|------|------|------|------|------|--------|-------|---------|-------|----------|--------|---------|-----|-----------|------|-----------|
| 8712.00<br><br>1. (車輪径の呼びが 24 (60.96 センチメートル) を超えるもの (二輪自転車に限る。) かご、かご取付け用金具、荷台又は幼児用座席を有するもの (輸入統計細分 310)<br><br>本細分には、一般にシティー車が分類される (図 1 参照)。 | <p>(2) 内装変速装置</p> <p>内装変速装置とは一般に「ハブギヤ」といい、後輪の軸に内装されている。構造は下図のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>①ハブ体</td> <td>⑩鋼球</td> </tr> <tr> <td>②駆動体</td> <td>⑪玉押し</td> </tr> <tr> <td>③右わん</td> <td>⑫ナット</td> </tr> <tr> <td>④ハブ軸</td> <td>⑬鋼球保持器</td> </tr> <tr> <td>⑤太陽ギヤ</td> <td>⑭ロックナット</td> </tr> <tr> <td>⑥遊星ギヤ</td> <td>⑮プッシュロッド</td> </tr> <tr> <td>⑦リンクギヤ</td> <td>⑯ベルクランク</td> </tr> <tr> <td>⑧つめ</td> <td>⑰ワイヤ(インナ)</td> </tr> <tr> <td>⑨左わん</td> <td>⑱ワイヤ(アウト)</td> </tr> </table> <p>(新規)</p> | ①ハブ体 | ⑩鋼球 | ②駆動体 | ⑪玉押し | ③右わん | ⑫ナット | ④ハブ軸 | ⑬鋼球保持器 | ⑤太陽ギヤ | ⑭ロックナット | ⑥遊星ギヤ | ⑮プッシュロッド | ⑦リンクギヤ | ⑯ベルクランク | ⑧つめ | ⑰ワイヤ(インナ) | ⑨左わん | ⑱ワイヤ(アウト) |
| ①ハブ体  | ⑩鋼球  |      |     |      |      |      |      |      |        |       |         |       |          |        |         |     |           |      |           |
| ②駆動体  | ⑪玉押し   |      |     |      |      |      |      |      |        |       |         |       |          |        |         |     |           |      |           |
| ③右わん  | ⑫ナット   |      |     |      |      |      |      |      |        |       |         |       |          |        |         |     |           |      |           |
| ④ハブ軸  | ⑬鋼球保持器   |      |     |      |      |      |      |      |        |       |         |       |          |        |         |     |           |      |           |
| ⑤太陽ギヤ   | ⑭ロックナット  |      |     |      |      |      |      |      |        |       |         |       |          |        |         |     |           |      |           |
| ⑥遊星ギヤ   | ⑮プッシュロッド   |      |     |      |      |      |      |      |        |       |         |       |          |        |         |     |           |      |           |
| ⑦リンクギヤ  | ⑯ベルクランク  |      |     |      |      |      |      |      |        |       |         |       |          |        |         |     |           |      |           |
| ⑧つめ   | ⑰ワイヤ(インナ)  |      |     |      |      |      |      |      |        |       |         |       |          |        |         |     |           |      |           |
| ⑨左わん  | ⑱ワイヤ(アウト)  |      |     |      |      |      |      |      |        |       |         |       |          |        |         |     |           |      |           |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前                                  |                          |              |        |                                      |                          |  |
|---|--------------------------------------|--------------------------|--------------|--------|--------------------------------------|--------------------------|--|
| <p style="text-align: center;"><b>図 1 シティ一車</b></p>  <p>(1) 第 8712.00 号において「二輪自転車」とは、二つの車輪（補助輪を含まない。）を有するものをいう。なお、「補助輪」とは、自転車の横倒れを防止するために使用する、車両側部に補助的に取り付けられる着脱可能な小車輪のことをいう。</p> <p>(2) 第 8712.00 号において「車輪径の呼び」とは、タイヤを含む車輪の直径をいい、計測場所は日本産業規格 D9111 「自転車－分類、用語及び諸元」に掲げる「タイヤの外径」（下表参照）に基づくものとする。従って、「車輪径の呼びが 24」とは、タイヤを含む車輪の直径が 24 インチであることを指す。</p> <p>なお、単位については、貿易取引の実際上「インチ」が世界的に共通であるが、計量法上の公的単位とは認められていないことから、括弧書きにてメートル法換算の値を付した。</p> <table border="1" data-bbox="348 1254 1111 1429"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th><th>対応英語<br/>(参考)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイヤの外径</td><td>タイヤを適用リムに装着して、標準空気圧を充填し、負荷を加えない状態（接地</td><td>overall diameter of tyre</td></tr> </tbody> </table> | 用語                                   | 定義                       | 対応英語<br>(参考) | タイヤの外径 | タイヤを適用リムに装着して、標準空気圧を充填し、負荷を加えない状態（接地 | overall diameter of tyre |  |
| 用語  | 定義                                   | 対応英語<br>(参考)             |              |        |                                      |                          |  |
| タイヤの外径  | タイヤを適用リムに装着して、標準空気圧を充填し、負荷を加えない状態（接地 | overall diameter of tyre |              |        |                                      |                          |  |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

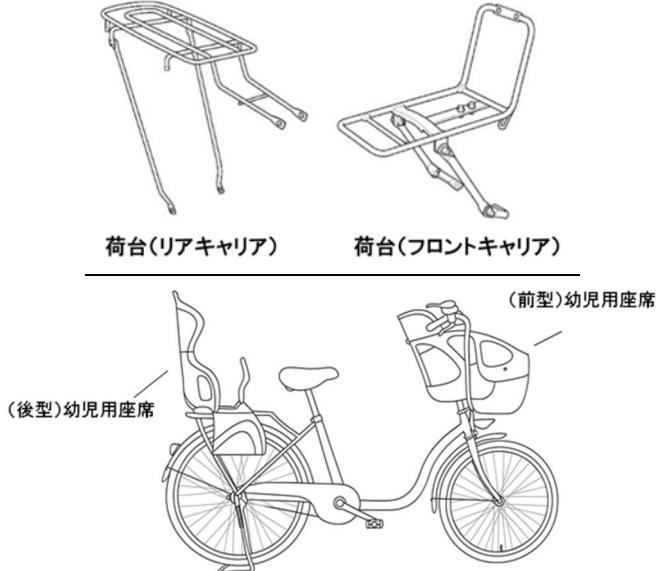
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>しない状態) での外径 (図 2 参照)。</p> <p>図 2 タイヤの外径</p> <p>(3) 「かご、かご取付け用金具、荷台又は幼児用座席を有するもの」とは、かご（バスケット）、かご取付け用金具（バスケットステー）、荷台（フロントキャリア又はリアキャリア）又は幼児用座席のうち一以上を有するものを指し（図 3 参照）、提示の状態において車体に取り付けられているかいないかを問わない。</p> |     |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

|         | 改正後   | 改正前  |
|---------|---|------|
| 8712.00 | <p>図 3 かご、かご取付け用金具、荷台、幼児用座席</p>  <p>図 3 かご、かご取付け用金具、荷台、幼児用座席</p> <p>2. (車輪径の呼びが 24 (60.96 センチメートル) を超えるもの (二輪自転車に限る。) かご、かご取付け用金具、荷台又は幼児用座席を有しないもの (輸入統計細分 390))</p> <p>本細分には、一般にスポーツ車やスポーティー車が分類される。</p> <p>「二輪自転車」、「車輪径の呼び」、「かご、かご取付け用金具、荷台又は幼児用座席」については、この号の 1. を参照。</p> | (新規) |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

|         | 改正後  | 改正前                    |
|---------|--|------------------------|
| 8712.00 | <p>改正後</p>  <hr/> <p>3. (車輪径の呼びが 12 (30.48 センチメートル) 以上 24<br/> <u>(60.96 センチメートル) 以下のもの (二輪自転車に限<br/> る。) クランク長さが 160 ミリメートル以上のもの (輸入<br/> 統計細分 410)</u></p> <p>本細分には、一般に大人用であり、かつ車輪の比較的小さ<br/> な自転車であるミニサイクルが分類される (図 1 参照)。</p>  <hr/> <p>図 1 <u>ミニサイクル</u></p> | <p>改正前</p> <p>(新規)</p> |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

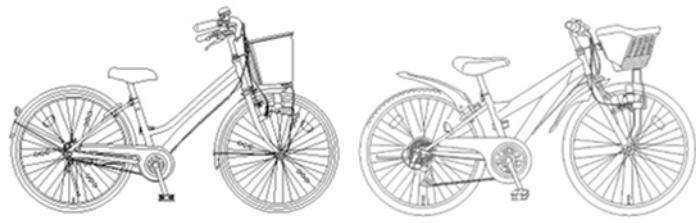
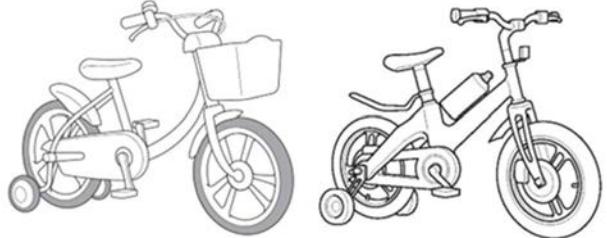
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   |                                       | 改正前          |              |        |                                       |              |      |
|---|---------------------------------------|--------------|--------------|--------|---------------------------------------|--------------|------|
| <p>「二輪自転車」、「車輪径の呼び」については、この号の 1. を参照。</p> <p>「クランク長さが 160 ミリメートル以上」とは、ボトムブラケット軸中心線とペダル軸中心線との距離が 160 ミリメートル以上であることを指し、計測方法は日本産業規格 D9111 「自転車一分類、用語及び諸元」に掲げる「クランク長さ」(下表参照)に基づくものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>定義</th><th>対応英語<br/>(参考)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クランク長さ</td><td>ボトムブラケット軸中心線とペダル軸中心線との距離<br/>(図 2 参照)。</td><td>crank length</td></tr> </tbody> </table> <p>図 2 クランク長さ</p> <p>4. (車輪径の呼びが 12 (30.48 センチメートル) 以上 24 (60.96 センチメートル) 以下のもの (二輪自転車に限る。) で、クランク長さが 160 ミリメートル未満のもの) 車輪径の呼びが 18 (45.72 センチメートル) を超えるもの (輸入統計細分 491)</p> <p>本細分には、一般に子供車が分類される。</p> <p>「二輪自転車」、「車輪径の呼び」については、この号の 1.</p> | 用語                                    | 定義           | 対応英語<br>(参考) | クランク長さ | ボトムブラケット軸中心線とペダル軸中心線との距離<br>(図 2 参照)。 | crank length | (新規) |
| 用語  | 定義                                    | 対応英語<br>(参考) |              |        |                                       |              |      |
| クランク長さ  | ボトムブラケット軸中心線とペダル軸中心線との距離<br>(図 2 参照)。 | crank length |              |        |                                       |              |      |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

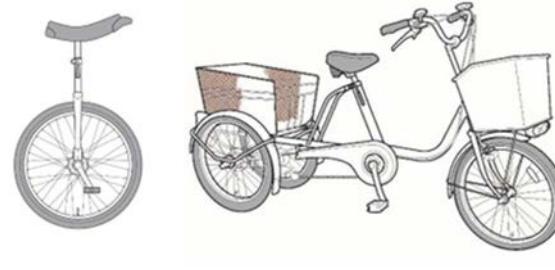
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

|         | 改正後  | 改正前  |
|---------|--|------|
|         | <p>を、「クランク長さ」については、この号の 3. をそれぞれ参考。</p> <hr/>    |      |
| 8712.00 | <p><u>5. (車輪径の呼びが 12 (30.48 センチメートル) 以上 24 (60.96 センチメートル) 以下のもの（二輪自転車に限る。）で、クランク長さが 160 ミリメートル未満のもの）車輪径の呼びが 18 (45.72 センチメートル) 以下のもの（輸入統計細分 499）</u></p> <p>本細分には、一般に幼児車が分類される。<br/> <u>「二輪自転車」、「車輪径の呼び」</u>については、この号の 1. を、「クランク長さ」については、この号の 3. をそれぞれ参考。</p> <hr/>  | (新規) |

## 新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後     |   | 改正前  |
|---------|---|------|
|         |   | (新規) |
| 8712.00 | <p><u>6. その他のもの（輸入統計細分 900）</u></p> <p>本細分には、本号に分類される自転車のうち、車輪径の呼びが 12 (30.48 センチメートル) 未満の二輪自転車及び二輪自転車でないもの（一輪車、三輪自転車等）が分類される。<br/> <u>「車輪径の呼び」</u>については、この号の 1. を参照。</p> <hr/>  |      |